

2022年9月16日

ご契約者の皆様へ

東京海上日動あんしん生命保険株式会社

新型コロナウイルス感染症における「入院の特別取扱い」の対象について

この度の新型コロナウイルス感染症に罹患された皆様および関係者の皆様に心よりお見舞い申し上げます。

弊社は、2020年4月より実施している入院の特別取扱い（以下「みなし入院」）について、2022年9月26日（月）以降の対象を以下のとおりといたしますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

1. 「みなし入院」による入院給付金等のお支払い対象

2022年9月26日（月）以降に新型コロナウイルス感染症と診断された方については、重症化リスクの高い以下の方を「みなし入院」による入院給付金等のお支払い対象といたします。

- ・ 65歳以上の方
- ・ 入院を要する方
- ・ 重症化リスクがあり、新型コロナ治療薬の投与または新型コロナ罹患により酸素投与が必要な方
- ・ 妊婦

※ 契約日に関わらず同様の取扱いとなります。

※ 2022年9月25日（日）以前に診断された方については、上記の対象とならない方もお支払い対象となります。

2. 今般の見直しの背景等

メディカルKit NEO、メディカルKit R等における入院給付金等は、保険約款において「医師による治療が必要であり、自宅等での治療が困難（以下「入院が必要な状態」）なため、病院または診療所に入院し、常に医師の管理下において治療に専念する」場合にお支払いする旨定めています。

ただし、新型コロナウイルス感染症と診断され、病院または診療所への入院が必要な状態にもかかわらず、病床のひっ迫等の事情により入院することができない状況が発生した結果、宿泊施設や自宅にて医師等の管理下で療養を行った場合については、約款上の「入院」の定義に該当しないものの、「入院」と同等に取り扱い、入院給付金等をお支払いする「みなし入院」を実施しております。

しかしながら、新型コロナウイルスの感染者数が増加する昨今の状況においては、重症者の割合がこれまでと比べて低い水準であり、軽症・無症状の方の割合が高まっております。

また、今般、政府により、2022年9月26日（月）以降、新型コロナウイルス感染症に係る発生届の範囲が全国一律に上記の重症化リスクの高い方に限定されることとなりました。

こうした状況変化も踏まえ、発生届の対象とならない方を、新型コロナウイルスに感染したことのみをもって「入院が必要な状態」と判断できないことから、2022年9月26日（月）以降の「みなし入院」による入院給付金等のお支払い対象を見直すことといたしました。

3. 主な対象商品

メディカルK i t N E O、メディカルK i t R、メディカルK i t エール、メディカルK i t エールR、および、入院を保障する特約（疾病入院特約・入院一時給付金特約・入院一時給付金特約（引受基準緩和型）等）等

弊社は、一刻も早くこの事態が終息し、皆様が安心して過ごせる日々が戻ってくることを心から願っております。

【給付金のご請求について】

給付金のご請求につきましては、弊社ホームページ「インターネットでの保険金（給付金）請求」をご利用いただくか、代理店または「保険金請求受付専用ダイヤル」までご連絡ください。

<インターネットでの保険金（給付金）請求>

https://anshin-webseikyu.force.com/?intcid1=top_slider_webseikyu

スマートフォンの場合、右記コードを読み取ることでアクセスできます。



<保険金請求受付ダイヤル>

T E L 0120-536-338

受付時間 平日 9:00～18:00 / 土曜 9:00～17:00（日曜・祝日・年末年始を除きます。）

- ※ 新型コロナウイルスの感染拡大により、お電話が大変繋がりにくくなっております。また、弊社からの給付金請求に必要な書類の発送およびお支払い手続きにお時間を要することがございます。お客様には大変ご迷惑をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。
- ※ 2022年9月2日（金）より、給付金のお支払いにあたり、医療機関や保健所による療養証明書の発行を必要としない取扱いを実施しておりますのでご活用ください。
- ※ 本対応のほか、このたびの新型コロナウイルスに関連した情報は、弊社ホームページ（<https://www.tmn-anshin.co.jp/>）に掲載しておりますので、あわせてご確認ください。

以上